

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。なお、当組合では理事全員および監事全員の報酬体系を開示しています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位:百万円)

	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	75	180
監 事	9	13
合 計	84	193

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 対象役員は、理事8名、監事2名（退任役員を含む）です。
 3. 上記以外に支払った役員賞与金は理事49百万円、監事3百万円、役員退職慰労金の支払いはありません。
 4. 上記のほか、使用人兼務理事3名の使用人分の報酬（賞与を含む）は24百万円です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めています。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職手当規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。